

坤元録屏風詩をめぐつて

後藤昭雄

はじめに

標記の作品について多少とも知られているとすれば、それは『枕草子』を通してであろう。その第一七八段（新潮日本古典集成本）はいわゆる物尽くしの章段で、宮中に置かれた

屏風を列挙するが、最初に「坤元録の御屏風こそ」とこの屏風を挙げ、「をかしうおぼゆれ」と評する。

『坤元録』は唐代に編纂された地誌であるが、日本に将来され、このように、これに基づいた屏風も作られている。中國から日本へもたらされた文物の一つとして『坤元録』を取り上げ、その受容の様相を探つてみよう。

『坤元録』は一書としては伝存せず、諸書に佚文が残るものである。

書名が見えるのは、正史では『宋史』芸文志に「魏王泰坤元録十卷」とあるのが初めてであるが、早く唐の杜佑の『通典』（卷一七三）に、「魏王泰坤元録」として佚文を引用する。

魏王泰は唐の太宗の第四子の李泰。

『坤元録』については『括地志』と併せ考えなければならない。現在では両者は同一の書と考えられているからである。

『括地志』は『新唐書』芸文志に「括地志五百五十卷」とあり、李泰が中心となつて、諸臣に編纂させたもので、貞觀

十六年（六四二）に太宗に奏上された。本書も一書としては亡佚し、『史記正義』を主なものとして佚文の集成がなされているが、それら集本では『括地志』と『坤元錄』は同書とされている。「括地志」の名が表に出ているが、清の王謨の『漢唐地理書鈔』（中華書局、一九六一年）には、目録に「魏王泰括地志二卷坤元錄」とあり、賀次君の『括地志輯校』（中華書局、一九八〇年）「前言」は次のように明言する。

古籍徵引括地志、或称「魏王泰坤元錄」、或称「貞觀地記」、又称「魏王地記」、「括地象」等。名称雖有不同、比較其内容則完全一樣。

ともに李泰が編纂した地理書であることから、同一書の別称と考えられているのである。しかしそのようには断定していいものか、なお慎重な検討が必要なよう思うが、たやすく結論の得られる問題でもないので、以上のことと述べておきに止める。⁽¹⁾以下の論述では「坤元錄」と記されるもののみを対象として、『括地志』についても目配りはしながら、必要な時に付言することとする。

従来の『括地志』の集佚作業において、『坤元錄』の佚文として採録されたものについて、ここで概観しておこう。

賀次君『括地志輯校』所引の佚文に見えるのは次の諸所で

ある。

漢長楽宮、龍淵宮、汴渠、汴口堰、無時山、閩中越、庸嶺、仙人葬山、武夷山

また、これらを引用する書は、

通典、太平寰宇記、玉海、輿地紀勝、太平御覽である。

『漢唐地理書鈔』には、さらに『太平寰宇記』から「將樂石」、「通鑑綱目集覽」から「漣池」「勞漫」についての二条を引いている。

さらに、最近の金程宇「東京大学史料編纂所藏『括地志』残卷跋⁽²⁾」には、「類要」に烏嶺山（＝庸嶺）、龍淵宮等、数条の佚文があることが指摘されている。

二

屏風詩について述べるのに先立つて、日本での『坤元錄』の受容の様子を見ておこう。

以下、『坤元錄』の名が見えるもの、佚文を引用するものを、時代を追つてあげる。ただし屏風詩については次節でまとめて取り上げることとする。

日本において『坤元錄』の名が初めて見えるのは善珠（七

二三〇七九八）の『因明論疏明灯抄』である。中国の唯識の祖とされる慈恩大師基の『因明入正理論疏』に対する注釈で、天応元年（七八二）の成立。注釈書として多くの漢籍の引用があるが、その一つに『坤元錄』がある。次のとおりである。

言「唐興」者、両名相濫、未詳何也。一県名「唐興」。故坤元錄第七十四卷云、江南道道州（營道県、唐興県、江華県）、道州治宮道県、零陵郡之永陽県也。隋氏喪乱、陷於寇賊。武德四年、討平蕭銑置營州。領營道、唐興、江華、永興四縣。五年改為南寧州。貞觀八年改為道州。在京師南四千三百四十一里。

このあと、「漢書地理誌」の名があるので、ここまでを貴重である。

『坤元錄』からの引用を考える。奈良時代最末期である。これによつて八世紀末には『坤元錄』が日本に伝存していたことが知られる。また、これには卷数が明記されていることも

次いでは、平安朝に入つて、宇多朝（八八七～八九七）に作られた宫廷図書目録、『日本国見在書目録』で、「土地家」に「坤元錄百卷」とある。なお、「括地志」は別に「括地志」一へ魏王泰撰、元数六百卷。図書錄（載第一卷）と著録

されている。

源順（九一一～九八三）が編纂した『和名類聚抄』に一条が引かれている。道路類の「泊」の項に、坤元錄云、雍州有三百頃泊、岐州有三荷池泊。とある。

具平親王撰の『弘決外典鈔』（九九一年）に一條の引用がある。天台山、石城寺（越州剡県）、功州臨功県の火井、葱嶺山、鐵門山についての記事である。本書の引用で注目されるのは、「臨海記云、天台山……」のように「○○云」という形を持つものがあることである。ほかに「道書」「支遁天台山銘序」「晋大康志」「華志」からの引用がある。これは『坤元錄』の元の形を考えていくうえで参考となる。

入宋僧成尋はその記録『參天台五台山記』の熙寧五年（一〇七二）十二月二十九日条に、宋の文人、楊億の『楊文公談苑』に引用された、先達である寂照と蔚然の『來唐日記』を抜書きしているが、そのなかに『坤元錄』の名が登場する。景德三年（一〇〇六）のこととして、日本僧寂照が語る日本の様子が記されているが、そこに日本にある書籍も列挙する。その一つとして「混元錄」があるが、おもしろいのは、これを「本国」すなわち日本の書として挙げ、楊億もこれにつ

いて何も言及してはいないことである。少なくとも寂照は『坤元錄』を日本撰述の書と考えていた。

藤原明衡（九八九？—一〇六六）の編述とされる『雲州往来⁶』所収の書状に見える。卷中の中務少輔から大学頭に宛てた八十九往状に、明月峠の名の由来について質すなかに「坤元錄」を挙げる。明月峠は四川省にある巴東三峡の一つである。『和漢朗詠集』卷下・山水に引く公乘億の「愁賦」の一旬（500）に、

巴猿一叫、停舟於明月峠之邊。

の例がある。

大江匡房（一〇四一—一一二）の言談を記録した『江談抄⁸』に二条の引用がある。卷四—74に、大江朝綱が「置酒如淮」という題で賦した「南陽平氏是清源」の句に関して、

此詩注云、坤元錄云、淮水出⁹南陽平氏県。

とある。また卷六—54に楊雄の「甘泉賦」についての言談に、

坤元錄云、甘泉宮有¹⁰玉樹。

という。なお、『括地志輯校』には甘泉宮に関わる佚文二条が『史記正義』から引かれているが、これとは一致しない。

ついで、源師時の『長秋記』に記載がある。大治五年（一三〇）、侍賢門院（島羽天皇后、藤原璋子）は御願寺とし

て仁和寺内に法金剛院を建立した。落慶供養が行われたのは十月二十五日であるが、それに先立つ五月二十七日条に次のような記述がある（原漢文）。

式部大輔敦光朝臣来る。是れ女院の御堂の御障子の本文の沙汰なり。寢殿は是れ坤元錄の文なり。また二史の文を加ふ。対の代は是れ文選の賦なり。御堂の殿上の廊は文集の詩なり。其の中、天台山の事、画三所に相分かちて除すべき由、示し畢んぬ。

藤原敦光は当時の代表的な文人であるが、彼が師時宅にやつてきて、法金剛院にしつらえた障子に書き添える本文について報告しているが、「二史」（『史記』『漢書』）、『文選』『白氏文集』と共に『坤元錄』が選ばれている。なお、長承三年（一一三四）四月三十日条の記事によれば、その色紙形の文字は藤原定信が書いている。

空海の『三教指帰』についての注の、いわゆる『三教指帰覚明注¹¹』卷下中に、

坤元錄云、石窟寺、鑿¹²石岸為¹³窟。

とある。

藤原孝範（一一五八—一二三三）が編んだ『明文抄¹⁴』（四、人事部下）に一条が引かれている。

我之不_レ得_ニ仰及_レ、猶_ニ鷄之不_レ及_レ鳳也。坤元錄

これはいざれの地（あるいは山、川）に關わるものであるのかは不明である。

『和漢朗詠集』の古注^[1]に若干の引用がある。いわゆる江注系の正安本に一条がある。

卷上・雨の81「龍池柳色雨中深」の句の注に、

坤元錄云、龍池在_ニ方義縣北。深而澄潔、無_レ有_ニ增減。

とある。

覚明の『和漢朗詠集私注』に四条が見える。

卷上・早春の11「南枝北枝之梅、開落已異」の注に、

坤元錄曰、大庾嶺梅、其花南枝先開。故先置_ニ南枝。

とある。

卷上・月の257「棹歌一曲釣魚翁」の注に、

坤元錄曰、黃河千里、周方一曲。

とある。

卷下・水の512「帆開青草湖中去」の注に、

坤元錄曰、洞庭湖旧名也。青草湖、黃帝、昔於_ニ此處

誅_ニ蚩尤_ニ云々。

とある。

卷上・柳の108「陸池逐_ニ日水煙深」の注に、

仰_ニ左大弁大江朝臣、令_レ撰_ニ坤元錄、為_ニ詩題廿首。
仰_ニ采女正巨勢公忠、令_レ圖_ニ屏風八帖。仰_ニ朝綱朝臣、

坤元錄曰、陸惠曉與_ニ張融_ニト_レ隣。其間有_レ池、池上有_レ柳。

とあり、ほぼ同文が、卷下・隣家の572「綠楊宜_レ作_ニ兩家春」の注に、

坤元錄曰、陸惠曉與_ニ張融_ニト_レ隣。其間有_レ池、池上有_レ柳。

とある。

『坤元錄』を記載する平安朝から鎌倉初期までの文献は以上である。^[2]佚文を引用する書もいくつがあるが、これまでの集佚作業に取り上げられていたのは『弘決外典鈔』だけであった。

三

屏風、屏風詩についてである。

坤元錄屏風詩に関する基本資料の一つは『日本紀略』の記事である。天暦三年（九四九）条の最後に、何月何日かは未詳として、時の村上天皇が坤元錄屏風詩を撰進させたことが記載され、以下のように記されている。

文章博士橘直幹、大内記音原文時等一作詩。式部大輔
大江維時撰定之。右衛門佐小野道風書之。

すなわち、詩題二〇首を左大弁大江朝綱が『坤元錄』から選んだ。采女正巨勢公忠が屏風八帖を画いた。朝綱、文章博士橘直幹、大内記音原文時等が詩を作り、そのながら、屏風に書くべき作を式部大輔大江維時が撰定した。それを右衛門佐小野道風が書いた、ということである。

『江談抄』卷四—19がもう一つの基本資料である。『日本紀略』の記事とほぼ同じことが記されているが、加えて、詩は三人が六〇首を作り、そのながら、朝綱一〇首、直幹二首、文時八首の合わせて二〇首が選ばれたという。

一方で、『江談抄』の記事には、『日本紀略』とくい違うものがある。それは屏風詩撰進の年時である。『日本紀略』は月日は不明、どしながら、天暦三年条の末尾に置いている。ところが、『江談抄』では「天暦十年内裏御屏風詩」とする。

どちらなのか、検証しなければならないが、手がかりとなるのは朝綱ら、関わった人びとの官職である。『江談抄』では維時は参議、道風は左衛門佐である。細かな考証に亘るので、結論のみ述べると、成立年時に関わるのは、朝綱の左大弁の官である。彼がこの官に在ったのは、天暦五年（九五一）正

月三十日から、同七年九月二十四日までである。他の人びとの官職も抵触しない。屏風詩の成立は天暦三年でもなく、十年でもなく、上記の間ということになる。

坤元錄屏風詩は、たとえば『屏風土代』のように、それとしてまとまつては伝存していない。諸書に佚句を拾つていかなければならぬが、ある程度の詩句が残つている。

五嶺蒼々雲往来 五嶺蒼々として雲往来す

但憐大庾万株梅 ただ憐れむ大庾万株の梅

『江談抄』卷四—19に引く。これには「天暦十年内裏御屏風詩」という注記がある。「舊三品」、すなわち原文時の作。この詩についての言談に「此御屏風詩題曰者左大弁大江朝綱、奉レ勅撰〔進坤元錄中〕」といふ。この詩は「五嶺」の一つ大庾嶺を詠む。大庾嶺は江西省大庾県にある。

この詩はまた『和漢朗詠集』卷上・梅（91）に引用されてゐるが、その次に配された、

誰言春色從東到 誰か言ひし春色東より到ると

露暖南枝花始開 露暖かにして南枝花始めて開く

も、文時の作で、詩題も『朗詠集』の諸本に「前に同じ」とするものがある。脚韻（梅・開）も同じである（灰韻）。同じ詩のもう一聯と見てよいだろう。

同じく『江談抄』の卷四・70に次の句を引く。

巖前木落商風冷 巖前に木落ちて商風冷やかなり

浪上花開楚水清 浪上に花開きて楚水清らかなり

青草旧名遺岸色 青草の旧名岸に遺りし色

黄軒古楽寄湖声 黄軒の古楽湖に寄する声

やはり文時の作で、「天曆御屏風詩」の注記があるが、匡

房の言談に「坤元錄屏風洞庭詩」云々とある。有名な洞庭湖
(湖南省) を詠んだ詩といふことになる。

この詩によつて、「坤元錄屏風詩」に「洞庭」があつたことが明らかになるが、そうすると、この時の作ではないかと思われるものがほかにある。『和漢兼作集』(13) 卷八所収の次の句(844)である。

洞庭 橋直幹

初識騒人催楚思 初めて識る騒人楚思を催すことを

洞庭寒葉灑秋風 洞庭の寒葉秋風に灑ぐ

題が「洞庭」で、作者は橋直幹である。坤元錄屏風詩と考
えていいだろう。

『新撰朗詠集』(14) 卷下・隣家に次の句(536)がある。

泉識淡交長有味 泉は淡交を識りて長く味有り

樹含芳契景無情 樹は芳契を含んで情なからんや

作者は橋直幹。諸本のうち、梅沢本、穂久邇文庫本、山名

切等六本に、「陸張隣、坤元錄」の詩題注記がある。「陸張
隣」は南朝齊の陸慧曉と張融は隣合つて住んでいて、間をな
す池の傍に二本の柳があるので、互いに命を補い合う交讓木

と名付けたといふ故事に拠る。また、「和漢朗詠集」の同じ

「隣家」の部類に、

春煙通譲簾前色 春の煙は通ひに譲る簾前の色
曉浪潛分枕上声 晓の浪は潜かに分かつ枕上の声

の句がある(576)。作者は同じく直幹である。詩の内容と脚
韻(情・声)が同じ(庚韻)であることから、同じ詩のもう
一聯と考えられる。

さらに、『和漢朗詠集』で、この句の前に置かれた二聯
(574・575)に注目したい。

池辺別業是何人 池辺の別業は是れ何人ぞ

聞道陸張昔ト隣 聞道く陸張は昔隣をトすと

落枕波声分岸夢 枕に落ふ波の声は岸を分かつ夢

当簾柳色両家春 簾に当たる柳の色は両家の春

作者は菅原文時である。この詩も「陸張」「柳色両家」の
措辞から、前述の陸慧曉と張融の故事を詠るもので、韻

(隣・春)も同じである(真韻)ことから、もとは同一の詩と考えられる。そうして、先の直幹の詩と同時に作られたもの、すなわち坤元錄屏風詩となろう。

『和漢朗詠集』卷下・仙家に、次の四聯(546—549)が収載されている。

丹竈道成仙室静
丹竈道成りて仙室静かなり
山中景色月華低
山中の景色月華低れり

石床留洞嵐空払
石床洞に留まりて嵐空しく払ふ

玉案拋林鳥独啼
玉案林に拋つて鳥独り啼く

桃李不言春幾暮
桃李言はず春幾か暮る

煙霞無跡昔誰栖
煙霞跡なし昔誰か栖みし

王喬一去雲長断
王喬一たび去りて雲長く断え

早晚笙声帰故溪
早晚笙声故溪に帰らん

最後の聯に「已上四韻」とあり、律詩一首を四つに分けたものである。作者は第一聯に「菅三品」とある。菅原文時である。また詩題注記も第一聯のみにあるが、諸本のうち、貞和本と伝世尊寺行尹筆本⁽¹⁵⁾には「坤元錄御屏風、山中有仙室」

である。また『和漢朗詠集』の古注の永済注⁽¹⁶⁾に「此詩、坤元錄ノ御屏風ノ詩也」とある。これらによれば、この詩は坤元錄屏風詩の一首である。

この詩は、上述の諸句と異なり、「山中有仙室」という句題が知られる。先に述べた大江朝綱が撰進した題目の一つということになる。しかし、他方で、この詩の具体的な地名は不明である。

なお、第三聯は『別本和漢兼作集』(新編国歌大觀第六卷)に採録されるが(280)、これには「寛平法皇五十御賀屏風詩」という詩題が付される。これによれば、坤元錄屏風詩ではなくなる。どう考えるべきなのか。宇多法皇の五十賀が催されたのは延喜十六年(九一六)三月七日である(『日本紀略』)。この時、文時は十九歳であり、十七年後の承平三年(九三三)に至つて、ようやく文章生となる。延喜十六年の時点で、若輩である文時が法皇算賀の屏風詩の詠作に加わったとは考へがたい。つまり、この詩は坤元錄屏風詩と考えてよい。

その記述はないものの、おそらく坤元錄屏風詩の佚句であろうと考えられる一聯がある。『新撰朗詠集』卷下・仙家に引く次の句(503)である。

夕巖苔静稀人到 夕べの巖苔静かにして人の到ること稀

なり

及した『江談抄』卷四—19に、そのことを述べたあとに、

曉洞花飛見鶴遊 晓の洞花飛びて鶴の遊ぶを見る

「晉二品」、晉原文時の詩で、詩題注記に「勾曲山屏風」と

内心窃為歎云々。

ある。勾曲山を詠んだ屏風詩の意である。勾曲山は江蘇省句容県にあり、茅山とも称される。漢の茅盈が弟の衷・固と共にここで修行して仙人になったという。文時の作で、中国の山を詠んだ屏風詩であることから、坤元録屏風詩と見てよいだろ。

坤元録屏風詩と記されているもの、およびそうであろうと推定される詩句は以上である。

このうち、大庾嶺、洞庭湖、地名は未詳ながら隣り合つて住んだ陸慧曉と張融の故事にまつわる地の三つは、前節に述べた『坤元録』そのものの佚文にもあつた。

四

在昌、漏坤元録屏風詩愁歎之間、既以病憊死去。
とある。在昌は長谷雄の孫で、淑信の子。式部大輔、文章博士、冷泉天皇の東宮時の侍讀などを務めた有力な文人である。なお、在昌は天徳四年（九六〇）五月の在世が知られるので『日本紀略』、死因のごとくいるのは事実ではない。

やはり『江談抄』に「栗田障子・坤元録詩撰者事」（巻五—28）という条があるが、そのなかで、匡房は次のようなどを語っている。

又被申云、栗田障子詩輔正卿撰之。坤元録詩維時卿撰。然則作者与判者各互有長短、隨其巧也。

また、後代の文人にとっては権威とみなされていたようである。

第三節の初めに坤元録屏風詩の大槻を述べるものとして論

後伝聞此事、不被許此言云々。

坤元録絶句一首者何不罷入哉云々。故文章博士実範

大江以言は藤原伊周の一派だという理由で栗田障子詩に選ばれなかつた。それで怨み言をいつた。「坤元錄屏風詩であつても、絶句一首ぐらいは選び入れられないことがあるか」。

栗田障子詩は、一条朝の正暦元年（九九〇）頃に、藤原道兼が栗田（京都市左京区）に造営した山荘の障子の名所絵に題して詠まれた詩で、菅原輔正が撰定した。これもまとまつた詩卷としては伝存せず、大江匡衡、藤原為時、紀斎名、高岳相如の詩が『江吏部集』『本朝麗藻』『和漢朗詠集』などに残つてゐる⁽¹⁾。大江以言は伊周方の人間だということで、その選に漏れた。そのことについての怨み言に坤元錄屏風詩が持ち出されているが、坤元錄屏風詩はこの時よりもおよそ四十年くらい前のことである。したがつて、ここは、私の実力ならば、あの坤元錄屏風詩にだつて選ばれていたはずだという意味合いである。ここからは坤元錄屏風詩が過去の権威ある先例とみなされていたことがうかがえる。

坤元錄屏風、また屏風詩が後代の人びとにどのように享受されていったか、追つてみよう。
まず、冒頭に述べたように、『枕草子』に取り上げられてゐる。

ついで、藤原行成が日記『權記』に記していることである。寛弘七年（一〇一〇）六月十九日条に次のような記事がある⁽²⁾。

先日自レ内所レ給続色紙六卷所レ書、樂府二卷（先日獻ニ
二卷）レ、坤元錄詩一卷、詩合一卷、其日記一卷、後撰集
五卷（先日所^レ進八卷）也。村上御記天德四年夏卷等
書^レ之、付^ニ惟規^レ令^ニ奏。

行成は以前に一条天皇から賜わつた続色紙六卷に以下の諸書を書写して奏上した。樂府二卷、坤元錄詩一卷、詩合一卷、其日記一卷、後撰集五卷、村上御記天德四年夏卷。

ここに「坤元錄詩」の名が見える。これは坤元錄屏風の詩だけを一巻に書いたものと考えられる。一条天皇は自身漢詩の詠作にも堪能な好文の人であった。当代を代表する能筆の行成に白居易の「新樂府」などと共に坤元錄屏風詩を書写させて手許に置こうとしたものであろう。なお、ここで行成が書写した書物は樂府（「新樂府」）は別として、「村上御記」、「坤元錄詩」、「後撰集」といづれも村上天皇の治世に成立した作品である。そうすると、「詩合一卷」はやはりその治世の天徳三年（九五九）に天皇の主導で行われた「天徳詩合」ではなかろうか。そうして「其日記一卷」とは現存の「天徳

三年八月十六日闕詩行事略記】（群書類從卷一三四）ではなかろうか。もしそう考へてよいとすれば、ここには文運隆盛の聖代としての村上朝に寄せる一条天皇の憧憬を看取することができよう。坤元録詩はその一環をなすものであつた。

【古今著聞集】（巻十一・画図）の、絵師の良親が屏風三百帖に絵を画いた話（392）に、坤元録屏風のことが語られている。個条書きにすると、次のようなことになる。

藤原能通が絵師良親に屏風三百帖に絵を画かせた。

そのうち、坤元録屏風は良親相伝の本に基づいて画いた。藤原教通の娘歓子が女御として後冷泉天皇に許に入内した時（一〇四八年）に教通に献上した。

屏風に貼られた色紙形に詩を書くが、それは藤原公任が書いた。

原本は「一人」（撰関）相伝のものである。

さきわめて限定されたものではあるが、内裏から貴族の世界へと、受容の場が拡大していっている。

五

【坤元録】は仮名文学——和歌の世界へ浸透していく。

能因（九八八？）に【坤元儀】という編著があつた。ただしこの書も散佚書で、後代の歌学書、勅撰集の注に、この書のことが記され、佚文が引用されている。すでに拾遺がなされている⁽²⁾のでこれによる。

まず、この書を説明するものとして、

能因が坤元儀は諸国の歌枕を書するものなり。（『古今集註』巻六）

能因が諸国歌枕三巻あり。坤元儀と号す。（『拾遺抄注』）がある。【坤元儀】は和歌の題材として詠まれる諸国の名所、すなわち歌枕を集め、説明した書である。佚文をいくつか挙げると、

さしでのいそは、能因が坤元儀には、甲斐国に出したり。

（『古今集註』巻七）

或人云、かへる山は越前にあり。……はりまにありといふことはいかがはべるらむ。坤元儀には越前にのせたり。（同巻十七）

能因坤元儀に云、みくまの浦は紀国にあり。彼浦にははまゆふありといへり。（『拾遺抄注』）

此いぶきの山は美濃と近江のさかひなる山にはあらず。下野国のいぶきの山也。能因坤元儀に出也。（『袖中抄』）

これらの内容から、「坤元儀」は「国別に名所を掲げた上でそれぞれの特記事項を述べていく」という内容であつたと考えられる。なお、能因には「能因歌枕」という類似の書があるが、この書と「坤元儀」とは別の書である。能因は「能因歌枕」は「能因歌枕」の名所部を独立させたものと考えている。

こうした性格の書に能因は「坤元儀」という名称を与えたのであるが、これは「坤元録」に倣つたものに違いないだろう。能因は大学寮に学んで文章生となつた経歴を持ち、歌集

『能因法師集』書陵部本及びその撰集『玄々集』に付された真名序にその典型を見るように、詩文に対する好尚と制作する能力を有していた。詩文に対して関心を持ち続けていた能因が、歌枕を記録した書に中国の地誌『坤元録』に倣つて「坤元儀」と名付けたものと考えられる。

六 まとめ

唐の魏王、李泰が中心となって編纂した地誌『坤元録』の日本における受容の様相を、この書に基づいて制作された屏

風詩を中心に考察した。

李泰等によつて編纂された地誌として、別に『括地志』があり、從来、「坤元録」と本書とは同一の書で、それでは別称と見るのが通説であったが、なお検討の余地があろう。

八世紀末に作られた『因明論疏明灯抄』に引用されるのが日本の文献における初見で、以後『日本國見在書目錄』『和名類聚抄』『弘決外典鈔』『長秋記』『三教指歸眞明注』、入宋僧寂照の記録、『雲州往来』『江談抄』、正安本『和漢朗詠集』『和漢朗詠集私注』等に『坤元録』佚文の引用やこの書についての記述が見られる。

十世紀中葉の村上朝には、『坤元録』に基づいて屏風が制作され、詩が作られている。巨勢公忠が屏風八帖に絵を書き、これに詩が書かれたが、それは大江朝綱が『坤元録』から詩題二十を選び、それに拠り、朝綱、橋直幹、菅原文時の三人が六十首の詩を作り、そのなかから、大江維時が二十首を選び出し、それを小野道風が屏風に書いた。絵、詩、書、それがその道における当代を代表する名手が任に当たっている。それによつて、この屏風詩は後の時代からは権威ある先例とみなされた。

佚詩を拾つていかなければならぬが、『江談抄』『和漢朗詠集』『新撰朗詠集』『和漢兼作集』に、「坤元錄屏風詩」と明記されているもの、内容からそれと推定できるものを合わせて、ある程度の数の佚詩を見いだすことができる。

『坤元錄』は仮名文学—和歌にも影響を与えていた。能因の著作として『坤元儀』というものがあった。佚文が鎌倉初期の歌学書、勅撰集の注釈に引用されているが、内容は国ごとに名所をあげて、これに説明を加える、いわゆる歌枕であり、その基本的性格は『坤元錄』と同じである。能因が「歌枕」を編んで、その書に「坤元儀」と名付けたとき、彼は『坤元錄』を意識していたに違いない。

注

- (1) 江戸時代の学者(狩谷楳齋、黒川春村等)も同一書としているが、最近の『善隣国宝記』の注釈で、石井正敏氏は別書としていて注目される(『訳注日本史料』、集英社、一九九五年、五二九頁)。
- (2) 金程宇『域外漢籍叢考』(中華書局、一九〇七年)所収による。
- (3) 河野貴美子氏(早稲田大学)の教示を得た。
- (4) 大正新脩大藏経、第六十八巻、三八八頁c。
- (5) すべて新美寛編、鈴木隆一補『本邦残存典籍による輯佚資料集成』(京都大学人文科学研究所、一九六八年)に採録する。
- (6) 三保忠夫・三保サト子編著『雲州往来 享禄本研究と総索

引 本文・研究編』(和泉書院、一九八一年)による。

新編日本古典文学全集本(小学館、一九九九年)による。

新日本古典文学大系本(岩波書店、一九九七年)による。

正保二年刊本による。

続群書類従本(巻八八六)による。

(11) 伊藤正義・黒田彰・三木雅博編著『和漢朗詠集古注釈集』第一巻(大学堂書店、一九九七年)による。

(12) このうち『和名類聚抄』、寂照についての記事(『皇朝類苑』による)、『和漢朗詠集私注』(11の詩の注のみ)につい

ては、『大日本史料』第二編之十、天暦十年是歳条に、「明文抄」「雲州往来」については、山崎誠「宮内庁書陵部藏『管見記』卷六紙背「括地志」残巻について」(中世学問史の基礎と展開)和泉書院、一九九三年)に、「長秋記」については家水三郎「上代倭絆全史」(墨水書房、一九六六年改訂版)に指摘する。

(13) 新編国歌大観第六巻(角川書店、一九八八年)所収による。

(14) 川村晃生・佐藤道生編『新撰朗詠集校本と総索引』(三弥井書店、一九九四年)による。

(15) 堀部正二編『校異和漢朗詠集』(大学堂書店、一九八一年)による。

(16) 注(11)編著第三巻による。

(17) 木戸裕子「粟田障子詩考」(『語文研究』73号、一九九二年)参照。

(18) 注(12)の家永著に指摘する。

(19) 史料纂集本(続群書類従完成会、一九七八年)による。

(20) 森本茂「歌枕と名所—平安中・後期における名所意識—」(『平安文学研究』53輯、一九七五年)

(21) 久保木秀夫「『更級日記』上洛の記の一背景—同時代にお

ける名所題の流行——』（『更級日記の新研究』新典社、一九〇四年）

(一) とう・あきお 成城大学教授

付記

本稿は一九〇六年九月十六・十七日に中国、杭州で行われた「ブックロードと文化交流」国際学術シンポジウム（「松学舎大学COEプログラムと浙江工商大学日本文化研究所との共催」）における発表、および一九〇七年七月一日の成城国文学会での講演を論文としたものである。